

1 開会挨拶（教育庁総務政策局長 杉本昭則）

2 報告

(1) 体罰に係る実態把握（第2次報告）の結果について（教職員課） ※資料1

【質問・意見】なし

3 協議

(1) 「体罰防止に向けた取組について」に係る集約意見について ※資料2

【資料発表・情報提供】

○北海道町村教育委員会連合会

- ・体罰が把握されにくい要因としては、人権意識の希薄化、懲戒と体罰の定義や解釈の無理解、スポーツで勝つことを第一とする意識、教職員はもとより地域・保護者からの報告・連絡・相談の不徹底、教職員相互の指導助言体制の未確立がある。
- ・教職員からの報告を徹底させるには、教師間の指導、報告・連絡・相談の体制確立、事例研究による校内研修が必要である。
- ・管理職による体罰の主體的な把握には、きめ細かい点検が必要である。
- ・校内における情報の共有には、学年主任や複数学級同士での教職員相互の点検が必要である。
- ・保護者との連携等には、アンケート調査を定期的に行うことが必要である。
- ・再発防止には、厳しい懲戒処分、ライフステージを通じた研修、児童生徒による定期的なアンケートの実施、刑事上・民事上の責任についての理解・伝達によるコンプライアンス意識の向上、体罰防止のチェックリストの活用、事例研修が必要である。
- ・体罰の実態把握に向けての第三者の協力については、校内だけでなく、保護者、地域、関係者、専門機関でセーフティーネットを張り巡らす必要がある。

○北海道小学校長会

- ・管理職が体罰を把握しにくい理由としては、体罰が担任と子どもしかいない場所・場面で行われる、厳しい指導と体罰を混同し厳しい指導が体罰が必要である、体罰を受けた子どもが自分の行為を否定的に考え体罰ではなく指導ととらえることにある。
- ・教職員からの報告を徹底するには、体罰によらない指導の研修の実施、厳しい指導と体罰を混同しない、体罰を容認しない意識、見て見ぬふりをしないよう、体罰は許されない環境をつくる必要がある。
- ・早期発見に向けては、管理職による日常的な授業観察、複数の教員の目を見た報告、体罰的な傾向のある教員に対する予防的措置、コミュニケーションを深め何でも言い合える職場づくり、正しい協働意識が必要である。
- ・再発防止に向けては、複数による指導、体罰を起こせない環境づくり、オープンな授業が必要である。
- ・体罰の実態把握に向けての第三者の協力については、校長が調査し体罰の疑いがある場合、専門的な公平・中立な立場で意見を聴取できる第三者に任せる必要がある。

○北海道中学校長会

- ・体罰が把握されにくい要因としては、体罰を訴えることで不利益を被る、他に影響や迷惑がかかると考えることがある。
- ・教職員からの報告の徹底を図るには、体罰は絶対に許されない行為であること、保護者も含めて管理職に連絡・報告・訴えること、処罰の事例についての研修が必要である。

- 早期に把握するためには、保護者・生徒に対して体罰は絶対に許されないことを継続的に様々な形で知らせる、保護者・生徒に対する啓発と実態調査を定期的実施する必要がある。
  - 再発防止に向けては、体罰は絶対に許されない行為であることの指導を徹底し、個人的な研修を行う必要がある。
  - 体罰の実態把握に向けての第三者の協力については、保護者・生徒に対する体罰は絶対に許されない、体罰はどのような行為かの正しい知識を教職員からではなく第三者から啓発してもらう、学校と関係生徒・保護者の見解が異なる場合もあり、第三者に実態把握の段階で参加してもらう必要がある。
- 北海道高等学校長協会
- 体罰の根絶に向けては、学校組織の閉鎖性を見直し、小・中・高の一貫した人権意識の醸成、教員間の情報の共有、社会全体・保護者の体罰を容認する言動・意識を変えていく必要がある。
- 北海道高等学校長協会私立部会
- 北海道の私立学校の体罰の発生件数が全国で突出していることに対し、私立部会では10月中旬のセミナーで体罰の根絶に向かって意志統一を進める。
  - 事例としては、クラブ活動での指導、授業や指導場面での教員に対する反発・反抗で発生している。その際、体罰を受けたものは自分を責めて訴えることはなく、その場で見ていた、周囲にいた教員・生徒ではなく、保護者や祖父母からの訴え、噂として耳にした教員からの情報でわかることがほとんどである。
- 北海等特別支援学校長会
- 特別支援学校には特有の課題があり、独自にアンケート調査を実施し、防止に向けた取組等をまとめた指導資料を年内に作成する予定である。
  - 特別支援においては、人権意識が十分でない、子ども理解が十分でない、指導方法が十分でない、そのことに気付いている、気付いていないなど問題が複雑であり、それに対応して学校・管理職・教員の意識を高める必要がある。
  - 保護者との連携についても、特別支援教育関係PTAと考え方やとらえ方の違いを埋めていく必要がある。
- 北海道中学校体育連盟
- 部活動の顧問は、部活動の存続のため、生徒指導のために依頼されている場合もある。体罰を使わずに好成績をあげた事例の紹介や顧問と外部指導者に改めて反体罰宣誓書を提出させることに効果がある。
  - 再発防止に向けては、明確な法令違反としての対処が必要である。
  - 体罰の実態把握に向けての第三者の協力については、第三者による広範囲の情報を収集することがどこまで可能か、必要か、限界があると考ええる。
- 北海道高等学校体育連盟
- 体罰の根絶に向けて、全道大会の28種目の開会式と監督会議で体罰根絶を訴えている。教員が体罰についての意識を強くしたり、生徒が体罰を自分毎と考えて深めたりしている。
  - 顧問や教員を対象にした独自の研修を10月下旬から12月まで4会場で、高等学校定時制通信制体育連盟・高等学校野球連盟・高等学校文化連盟と協力して実施する。次年度以降も継続する予定である。
- 北海道高等学校定時制通信制体育連盟
- 顧問と生徒代表が参加する拡大顧問会議で暴力行為の根絶を確認している。
- 北海道高等学校野球連盟
- 体罰に対する教職員の意識は高まっているが、保護者の意識は十分でない。

- ・複数顧問の上下関係により、必要以上の強い指導を生徒にしてしまうこともあり、指導者間の関係も含めた取組を進める必要があると考えている。

○北海道高等学校文化連盟

- ・体罰に向けた取組については、継続性と関係性が重要と考えている。全道大会において、支部・専門部毎に先輩が後輩に、経験者が新たな指導者に伝える機会を設けている。

○北海道PTA連合会

- ・体罰が把握されにくい要因としては、教職員の懲戒・体罰に関する解釈についての理解が十分でないこと、保護者の中に体罰はやむを得ないと容認していることがある。
- ・教職員からの報告の徹底を図るためには、指導が困難な課題への対応を一人の教員が抱え込まないようにすることが必要である。
- ・体罰を早期に把握するには、コミュニケーションを豊かにする必要がある。
- ・体罰の実態把握に向けての第三者の協力については、研修の講師を第三者に努めてもらうこと、多くの大人のいろいろな視点が学校にあることで教職員の意識改革を図る必要がある。

○北海道高等学校PTA連合会

- ・強い指導の必要性を訴える教員や強い指導を認める保護者、体罰を受けてもよい先生、よい思い出として語る日本社会の意識の改革が必要であり、根本的な解決には体罰は犯罪であるという意識をもち、粘り強い取組が必要と考える。
- ・生徒同士、生徒と教員間の暴力行為については、警察に通報することは学校の指導の敗北ではなく、犯罪は別の所で扱う必要がある。

○北海道特別支援教育関係PTA連絡協議会

- ・体罰が把握されにくい要因としては、体罰を受けても誰に話せばよいかわからない、話したことで逆恨みや嫌がらせを受けることへの恐れがある。
- ・体罰を早期に把握するには、体罰を第三者に伝えることが難しいことを理解する必要がある。

○札幌市教育委員会

- ・様々な機会体罰が許されないことを伝えている。
- ・第三者の協力については、体罰事故調査委員会を設置している。

(2) 体罰を把握できなかった要因等の分析結果について ※資料3

【意見】

○北海道高等学校長協会私立部会

- ・生徒の無記名アンケートで潜んでいる実態が見えてきた。各学校のいじめなどの課題と併せて体罰について定期的に調査することが有効と考える。
- ・本校の学校経営方針として、教師は生徒のモデルとして生徒の成長の正しい方向性を示すことを明記している。生徒に指導している教員が体罰や暴力に頼るのではなく、別の方法で指導することが大切と考える。

(3) その他

○今後の予定

- ・「体罰防止に向けた指導通知」を発出
- ・「体罰の事故報告書から見る体罰の要因等について」を作成 ※資料3

4 閉会挨拶（教育庁学校教育局長 西崎 毅）